

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平 成 2 4 年 1 2 月 2 5 日 (月)

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
米国の臨界前核実験実施に対する要請書について	3
議会運営委員会の申し合わせ事項について	4

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成24年12月25日(月)		午後3時～午後4時17分	
場 所	第2委員会室			
出席理事 (6名)	理事 富本 卓	理事 大熊 昌巳	理事 渡辺 富士雄	理事 小川 宗次郎
	理事 原田 あきら	理事 小松 久子		
欠席理事				
理事以外の 出席議員	議長 井口 かづ子	副議長 島田 敏光		
出席理事者				
事務局職員	事務局 長 与 島 正 彦	事務局次長 事務取扱区議 会事務局参事	和久井 義 久	
	議事係 長 野 澤 雅 己	庶務係 長 高 橋 正 美	調査係 長 小 塩 尚 広	議事担当 杉 原 正 朗
	担当書記 上 野 和 貴	法務係 長		

(午後 3時 開会)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

富本理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議録だが、8月27日から10月5日、第3回定例会の分をメールでお送りし、ごらんになっていると思うが、この内容でご承認いただいてよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 承認いただいたので、本日から公開の扱いとする。

《米国の臨界前核実験実施に対する要請書について》

富本理事 続いて、米国の臨界前核実験の実施に対する要請についての説明を事務局から願います。

議会事務局次長 12月7日の本会議終了後に、米国が5日に臨界前核実験を実施したとの報道に接した。議長と協議の上、これまでの慣例に従い、同日付で要請書を米国大統領あてに送付した。全議員には10日月曜日にポスティングをしている。区長は12月7日付で抗議文を送付している。

この関係でホームページ、区広報の21日号、「区議会だより」の1月1日号に関連記事を記載している。

この後、北朝鮮のミサイルの発射があったが、これについては、区長部局でも特に抗議文等は送付してないので、議長と相談の上、議会としても送付しない結論となった。
以上。

富本理事 議会閉会後に核実験があったので、慣例により要請書を送付したとの報告があった。この件はこれでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 北朝鮮については、区側もそういう対応であるので、一応人工衛星だという説と、それから核兵器でもないということなので、今回は対応してないということでご了承いただきたい。この件についてもよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、よろしくお願いをします。

《議会運営委員会の申し合わせ事項について》

富本理事 続いて、以前から取り組んできた議会運営委員会の申し合わせ事項について、何点か協議をしていきたいが、その前に、決算特別委員会で問題となっていた意見開陳についての議論がこれまで平行線である。申し合わせ事項に入る前に、例の意見開陳の話について、今後どのように扱うかも協議をしていきたい。

皆さんもいろいろ選挙等もあつて忘れていた部分があるかもしれないが、慣例により意見開陳は会派を代表して1名が述べるということになっている。これに対し、ネみから2名が意見開陳を行った。これに対しいろいろな意見が出て、平行線というか、特段云々という規則的な話まではいってなくて、モラルに任せるべきだというような意見もあった。別の意見を述べるのはイレギュラーなことなので、理事会、議運に諮り了承を得る、という意見があった。結果的に、この案件についてはどうするかということがまだ決着がついていないので、まず話をしていきたい。

小川理事 前回申し上げたとおり。

富本理事 理事会、議運で諮るべきだと。

小川理事 はい。

原田理事 モラルに任せるべき。

小松理事 事前に議運で諮るというのか、事前に相談するのがいいというふうに思う。

富本理事 では、そういう場合は、共産はモラルという話があったが、一応今の意見だと、多数の方は議運にその旨を言って、会派として別の意見をちょっと言うんだということを書いて、その際の対応とかも含めて話をし、そこで協議をして諮るといふような形よろしいか。

原田理事 私は何も言う必要もないとは言ってなくて、議運の中で、例えば今回意見が分かれて、分かれた意見を言うことはやぶさかではないとは思っている。ただ、そこでその意見を認めるかどうかの多数決をとるのはおかしいという立場。例えばもっと具体的に言うと、この間の意見でいえば、もしも事前の議運で報告があった場合に、いや、それは、この間の奥山議員の意見開陳を聞く限りは、別にそね議員がまとめて代弁して言えばいいというのは私は言う。だから、そういうやりとりはもちろんあってもいいと思う。ただ、そこで、その会派が意見を言うことについて多数決で決めるということはやってはいけないという意見。

富本理事 原田理事、別にその会派が意見を述べることを私どもとか、多分民社とかも否定をしているわけではなくて、同じ会派の人が違う意見を2人言うということは、それは会派ではない、個人になってしまう。それは要するに会派ではないので、その辺をど

うするかということ。

例えば会派がもう分かれるということになったりするのには、政治的理由があるのでいたし方ないし、それは会派が分かれる理由だということであればわかるが、ただ、うちには意見が違ふから2人言いうというだけでは何の意味もないわけで、その辺はもちろん協議をして、原田理事が言うように、いや、それだったら会派の中で意見が違ふ人もいたということを使うぐらいだったらいいとか、例えば、いや、それだったらその人は退席したらいかがかということをお話し合いをきちっとすることは必要だと思う。いろいろなケースがあるので。ただ報告して、2人いいよというのだったら何の意味もない。その辺どうか。

原田理事 そういう議論は尽くされていい。効率的な議会運営ということをお考えた場合に、その観点でいえば、もし事前に諮られた場合は、私だって、いや、それだったら、両者を代表してそね議員が全部しゃべればいいと私も言っていたと思う。ただ、その場で、奥山議員が出るということについて賛否を問うとかというのはおかしいという意見だから、だからそれほど皆さんとずれているわけではないので、賛否をとるまではいかななくていいという意見だが。

富本理事 もともとそういうことが起きることすら本当はおかしいというか、イレギュラーなことなので、そこを最初に各会派のモラルに任せてやっていただければ、こういう議論もしなくていいわけである。そういう状況ではない現状があったのでこういう話になっている。

では、一応今の話をまとめると、とりあえずそういう場合が起きたとき、会派を代表して意見を述べる人が1名いるが、その意見と会派内の意見が分かれた場合においては、それは一応議会運営委員会のほうに事前に報告をして、これは交渉会派だけではない場合もあるが、非交渉会派の、3名の方とか2名の方でもそういう場合があるので、その場合は議運へ話をし、議運の中で協議をし、なるべく多数決みたいな形にはしたくないが、一応協議をして、議会のある程度の正常な形の知恵を出していくというような形で収れんをしていくというような方向でやる。今までは、手を挙げれば議長は指名をするという形になっていた。そうではなくて、一応そういう段取りを踏むというような形で話をまとめたいがよろしいか。

原田理事 なるべくなら多数決でないと言ったが、絶対あつてはいけない。意見を開陳することに対して多数決ということは、あつてはいけないと思うので、事前に議運の場に、こういう意見を開陳することぐらいは、会派の中で意見が分かれるというのは私も重大なことだと思っている。軽いことではない、その点で議会運営委員会に報告をす

るといのはあるが、あくまで報告であって、この議会運営委員会の中で……

富本理事 別に多数決を振りかざそうという気はないが、この間の例でいってやはり会派から2人出るということになったら、それはもうしようがないということなのか。

原田理事 はい。それはしようがないこと。ただ、それについては改善するという話はネミからこの間あったので、それでも分かれるというのが出てきたときは、私も吟味はしたいと思うが、それでもどうしても2人分かれて出るといった場合は、これは会派の重大な決意として認めざるを得ない。これは区民から選ばれた議員の判断なので、それは我々が議運の中で、その意見は言うてはいけないという判断を下すというのにはあてはけない。ただ、何度も言うが、この間も議会運営の効率化というところについては改善するという話もあったので、それでいい。

富本理事 区民から負託を受けてという意見があった。簡単に言えば、であるなら会派を組まなければいい。別の会派を組めばいいという話だと思うが、それはおいておいたとしても、原田理事の言いたいことはわかる。なので、別に多数決を前提にするつもりもないし、基本的にそういうことがあってほしくはないと思うが、別に多数決で発言を封鎖しようという気はない。そこまで決める必要もないか。そういう気は別に私もないが、どうか。

小川理事 私は全く違う意見。今の原田理事の言うことであれば、議会運営委員会って何なのかから始まると思う。そこまでさかのぼると、時間が3時間でも4時間でも足りなくなるので、いわゆる議会運営委員会というものがどういうものかというのと、なぜこの理事会を設立したのか。いわゆる議会運営委員会においてある程度の下積みのお話を理事会です。理事会でなかなか意見の総意がない場合は、議運に持っていく。要するに議会運営委員会というのは、会期を決めたりさまざまな議会のルールを決める場所だと私は思っている。それで本会議がいわゆる議会運営委員会の決定どおりに進むということが本来の姿であって、それだったら、原田理事が言うように議会運営委員会は要らなくなるというような意見も出てくるので、当然、本会議場における議事進行は、ある程度は議会運営委員会委員長がやるものである。だから、その議会運営委員会というもので賛否が分かれる場合は、本来であればそこで賛否を問うのが本来の——例えば会期を14日間で、反対の場合は当然、意見が分かれたから、本会議でもそういった違う意見を認めましょうとはならない。それは議会運営委員会できちんと決をとって、本会議で上程して賛否を問うべきもの。だから、議会運営委員会という本来の姿に立ち返れば、きちっとそういう問題は本会議場において行われることなので、平行線のままで行けば、議会運営委員会できちっと判断するというのが私は通常な委員会だと思っている。

原田理事 今言った、議運は議会のルールを決める場所というのは、これは決定的に違うと思うが。

小川理事 議会のルールということではない。

原田理事 いや、ルールを決める場所と言った。

小川理事 本会議の議会運営の仕組み、本会議の進行を決めるという意味で言ったものである。

原田理事 本会議の進行にしても、ルールを決める場所というのは、私は決定的に感覚が違っていると思っている。円滑な本会議の運営の調整を図る場所としてあるのであって、ルールを決めるというほど、ほかの議会の上位に立つような場所ではない。そうでなければ少数会派の人とか……

小川理事 あなたの言葉でいい。円滑な運営である。

原田理事 円滑な議会運営の調整を図る場所としてはあり得るが、そのルールを決める場所という考え方はちょっと難しいだろうと。そういう円滑な運営の調整を図るという場所が、1人1人の議員というのは物すごい重い責任を持っているわけであって、その人の意見について表明するか表明しないかの賛否を問う場所にしてはいけない。

富本理事 議会運営の要するに段取りを決めるところである。私も言い方が悪かった部分があるが、理事会が前さばき機関なので、そういうイレギュラーな場合が出たら、理事会できちっと協議をして、理事会で全会一致になればそれでいいが、理事会でどうしても決まらないということであれば、議会運営の中で、原田理事だってそういうことはおかしいとは思っているわけだから、それについてどう考えていくかということを経営委員会での理事会でよく協議をして、それでいたし方なければ、このことだけではなくてほかの例もあるが、議運で最後は決めていくというような形でこれまでもやっている。そういう一環でとらえていただきたいと思いますと思うが、いかがか。

原田理事 ただ、とにかく意見を表明する場所の賛否を問う場所をつくるというのは、それはそんな簡単な話ではない。極めて重大な、議運が今までとは異質な場所になることを意味してしまうと私は思っているので、これは到底うちは乗れない。

小川理事 最初から賛否を問うなんてだれも言ってない。議会運営委員会は円滑な運営を図るためにある。そこまで言うのであれば、では、今まで議運で賛否をとった案件はないのか。話し合いでずっと済んだのか。そんなことはない。議運で、意見が分かれた場合は、ある程度の賛否をとるというのは、私の記憶では結構あったと思っている。

原田理事 今回の議員が意見開陳をするかどうかについて賛否を問うというのは、今までの賛否とは全然レベルが違う話ではないか。

富本理事 原田理事もおかしいと思っている部分があるのではないのか。だから、要するに理事会でそういう話し合いをして、それで理解をしてもらう。要はそういうことを、別にネみということではなくて、ほかの会派の可能性だってあるわけだから、そういう場合は議会のルールとしては基本的にはこういう考えだと、こういう形で改めていただきたいとかやめていただきたいという話をして、その際に例えば会派が分かれるからというのであれば、皆さん理解すると思うが、そうではないということであるならば、何とかしていただきたいということをまず理事会で協議をして、それでも聞いていただけないということになると、理事会でまとまらなければ議運で話をする。そういう形をとらざるを得ないのではないか。それで許していたら、結局今までと何も変わらないわけで、何でもいいという話になるので、そうなると、要するに議会の多数の意見とも変わってくる。発言を封鎖するとかというのはまた違うことである。

原田理事 やはり決定的に今までとは違うルールを新たに創設するというところに私はなってしまうと思うので、報告を受けるという慣例をつくるのは、会派内で意見の開陳が分かれる、それに対しては議運に報告をするというのは、私は慣例として新たにつくるということはやぶさかではないと思っている。ただし、そこで議運の理解を得られなかった場合は多数決でというのがつけ加わることは、これは議会運営のルールの重大な変更なので、それは認められないという立場。どうか、そこまでかたくなにならずに……

小川理事 採決するって先入観で来ている。

渡辺理事 良識の中でこれまでずっとやってきて、要するにみんながやるべきではないというものを黙ってやらせるわけにはいかない。それは議会の、やるべきではないと大方の意見になりつつある。原田理事が言っているように意見を封鎖するとかではなく、明らかにこうやってみんながやめたほうがいいと、原田理事自身もそれは言うという話の中で、それをやらせるということ自体が問題であって、それを決めるときに、1人でも、その前に原田理事が反対するかもしれないけれども、ではそれを認めざるを得ないのかといたら、それは議会としての役割を果たさないということになると思う。要するにこうやって基本的にはやるべきではないという意見が大半を占めているわけで、そういったときに、もしそのままでいったら、そのまま続けていくしかない。だから、議会制民主主義の中では、そういうときに多数決でやるざるを得ない。大会派で押し切ると原田理事は言うかもしれないけれども、だからこうやって話もするし、理事会という協議の場があり、その中で意見は出せるし、それは議事録にも議運の中でも載ってくるし、なぜそうなのかということも、その経緯も全部出てくる。その中で最後に、決まらなければ賛否を問うというのは、これは議会としては当たり前のことだと思う。それは意見

を封鎖するとかではなく、実際にその場を設けるということ自体が、要するに議運の場であると思っている。

富本理事 要するに書いてなければ何やってもいいということになっても、書いてないのは、普通こうだから、みんなわかっているから書いてないだけだということがこれまではあって、その中でできてきた部分があったが、そうじゃないという考えの方がいるために、そう言ったら何でもありという話になるから、何でもありでは違うというのは原田委員も同じ認識は持っていると思う。何でもありは違う認識だと思っても、結局、それで何でもありで、報告さえすればやっていいというふうになると、それはおかしくないかという話をしているだけである。

議会事務局長 文言の使い方であつと確認させていただきたいが、原田理事が言った、議員として意見を発表する機会を多数決で封鎖するのはというニュアンスの話だったと思うが、もともと予決特の意見開陳では、議員が意見を発表する機会なんかだれにも与えられてないという認識だった。会派として代表して会派意見というのは言うことはあつても、議員が意見を発表するというのはもともとないというのが私の認識だったが、ちよつとそれは認識違いなのか。

原田理事 認識違い。

議会事務局長 そうなのか。会派を代表するという言葉というのは間違っているのか、実際の議会運営は、本会議場で会派を代表してやる。会派を代表して意見を開陳するという言い方をしている。さっきはこの間あつた例を話しているが、そうすると、12名の自民党の中でも意見が違うというのが10人出てくると、それも理事会に諮り、議運に諮りみたいなことになっていくということになるのか。そこがちよつとわからなかった。

原田理事 聞かれていることがわからない。

議会事務局長 議員というのは議論をし、意見を言うというのは、もちろん選挙で選ばれた方たちに当然あろうことかと思うが……

富本理事 それは、だから、いろいろな議会の仕組み、人数による。私の認識でいえば、基本的にはそれぞれ各議員に与えられている権利だと思っている。とはいうものの48人の、杉並の長い歴史の中で、それはうちの会派だって、賛成するけれども、大賛成と小賛成と中賛成とか反対、要するにいろいろな人がいるわけだが、それをまとめて会派の意見として代表して言っているというのが1つのルールである。ただ、とはいうものの、意見が違ってしまったということになると、そういう会派を分かれてでも言わなければいけないときがあるということは、それは別の、要するに会派を立ち上げているわけではないから1人の議員として言う。だから、その辺は明確にどうということではない。

無党派制の議会だってある。

議会事務局長 そこが会議規則でも保障されている部分だと思うが、現実の議会運営は…。

富本理事 現実の話は今している。これは杉並区議会の申し合わせ事項の話。

議会事務局長 はい。現実の議会運営のやりとりを話すときに、最後決着がつかないという場合には多数決ということもあるだろうし、その現実の言語の使い方としても、会派を代表して意見を開陳するということで事はずっと進んできているという認識である。

富本理事 いつまでたっても平行線だが、どうか。理事会で協議をして、議会運営委員会でも協議をしてやっていくということを基本にしながらも、最終的には議会運営委員会及び議会の進行のルールにのっとって行うということ。それ以下でも以上でもない。

渡辺理事 言葉として明記しなければいい。申し合わせ事項というのはあくまでもガイドラインである。ただ、協議をしないということはあるので、協議をして、協議の中で賛否をとろうという声があったら、それはそれでその流れだと思う。だから、原田理事の言っているように、この中に明記するべきではないというのは、それはあってもいいとは思っている。ただ、要するに協議をするのは明記するべき。協議をする中での流れは、今までもそうだったけれども、そこで賛否をとる流れができるというのは、それは当たり前前のことで、これは今回の話だけではなくて、これまでも幾つかあった。そういうことで、協議をするという前提をきちっとつくるというだけで私はいいと思っている。

富本理事 どうか。要するに、そういう例があった場合には、議会運営委員会及び理事会に報告をし、その中で協議をするという形でいかがか。

原田理事 つまり報告ということ自体はあってもいいと思っているが、協議というのは、それについて、意見を開陳することについてどうするのかというのをそこで判断するという場所なので、協議の必要はない。報告をして、それに対して我々が意見を言う。

富本理事 それだったら今までと何も変わらない。

原田理事 大きく変わる。例えば私だって、さっきも何度も言っているが、この間のような奥山議員の意見開陳であれば、いや、それはもうそね議員のに含めたらどうだと。

富本理事 あなたの意見にネミが従うのが当然だみたいな論点で言うけれども、そんなのはそうじゃない。そういうふうに聞こえるだけである。

原田理事 いや、そうではない。はっきり言って、そういう議論の中で推敲されて、より、その議員が自分が言わなければいけないんだという重大な決意になっていくということだってある。正直、前のネミの意見開陳は確かに軽々しかったとは私も思っているが、ただ、それに対して我々が周りから、この意見の出し方は軽いとか重いとか、そういうので判断をする場所というのはつくってはいけないということ。

渡辺理事 いや、判断ではなくて、要するに会派を組んでいて違う意見はおかしいと言っているだけ。原田理事もそう思われたのではないか。その良識の判断がその中でできないのであれば、要するに議会の中ではおかしいという話だから、それを協議してやるといふのは、これは議運としては当たり前のこと。

原田理事 円滑な議会運営というのであれば、それは努力をしていくのは大事。言うておくが、この問題の根っこにあるのは、ネみからすれば、交渉会派の人数が3から4になったと。

富本理事 その話は関係ない。その話をしてもしょうがない。

原田理事 いや、ある。そこから始まっているから、ここから始めないと。

富本理事 その話をやると意味がない。その話は議論のすりかえだ。

原田理事 その話があるから、円滑な議会運営というものは、もともと崩れが生じている。それに対抗するために、うちはやらないけれども、ネみのとった行動というものは、意見の違う議員が一緒になって会派をつくってしまったという行動があるわけで、私ははっきり言って、うちだったらそういうことはしないが、ただし、その根っこに何かがあるのか。そもそも円滑な議会運営を破壊したのは、私はやはり交渉会派の数を一気に変えてしまったということにあると思っている。その点では、ネみだけが議会運営を破壊しているというふうに言うのは一方的過ぎる。

富本理事 その話をしたら議論がもう全くおかしくなってしまうので、今意見開陳の話をしているだけで、報告をしているだけならば、あなたもさっき言った、軽々しいと思ったというのは、結局報告すればいいということになる。言うておけばいいでしょうと。そうだからそういう形になっている。あなたも軽々しいと感じるわけだから。

だから、はっきり言えば、やりたくないという話。でも、そういう形で意見の著しく違う方が会派にいる。そうすると、自由というものを、私なんかの意見から言えば、ちょっと違うという形で、自由に何でも言えばいいという話になってくると、統率もとれないし、議会として成り立っていかないから、みんなが大人の理解でやってきた。会派とはこうだと、意見開陳はこうだと、こういうふうにやるのが普通だというのが、普通が違うと言われて、何やってもいいという話になってきている。それがいいか悪いかは別として、ではそれをまた報告だけすればやってもいいというのは、報告して終わってしまえばまた同じである。2人違う意見言うからよろしくというだけでは、それではしょうがないという話。これからは、多様な社会でいろいろな意見をお持ちの方もいるから、そういうこともあり得る。だから、報告し協議をするということではいかがか。報告するだけでは仕方がない。

原田理事 こういう議論をしたのは今回初めてなので、一足飛びにそういう協議というところに入るのではなくて、まずは報告というところで、そこでそれに対して我々が意見を言う場面も議運の中で持つと、ここでとどめておいたほうがいい。そこから先、またむやみやたらと会派で分かれて、分かれた人がみんな意見を述べるなんてことは、私はないと思っている。ただし、そういうことがむやみやたらと行われるようなことがあれば、そのときこそルール化というのは皆さんが言うのであれば、多数の意見として一定受けとめざるを得ないと思うが、今回に至ってはまずは、会派の中で意見が割れて、しかも複数で意見を開陳したいという場面があったとすれば、それは議運に報告というところでとどめておいたほうがいい。段階踏むべき。

小川理事 1定まで多少時間があるので、引き続き継続ということでどうか。

富本理事 了解した。引き続きやっても平行線と思うが、では、きょうはそういうことにする。一応、きょうとりあえずまず第1段階として、報告するところまではご了承いただいたということでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 そこで、その後の扱いについてはどうするかということに関してはいろいろな意見があるということで、とりあえず意見開陳については、きょうのところは、基本的には会派を代表して1名が述べる。会派意見としてその1名が述べるのと違う意見を述べる場合においては、議会運営委員会に報告をするということまではきょうは皆さんの同意を得た。そこから先については意見が分かれている状況であることをご理解をいただきたい。

原田理事 それでいいが、まだそれについての、ここで取り決めをするという段階に入るかどうかについては、うちの村に一応持って帰らないといけないので、それは持ち帰る。

富本理事 ただ、これは何度も協議をしているので、次回にはそこまではとりあえず理解いただける方向で会派の中でまとめていただきたい。

原田理事 そうなると思う。

富本理事 ネみもそういう形でよろしいか。

小松理事 はい。

富本理事 では、今の話はとりあえずそういう形で一区切りはつけたい。引き続き協議の必要があれば協議をしていきたい。

それでは、申し合わせ事項の表のほうに移りたい。

では、「議案審査 ・ 委員外議員の質疑、意見を認め、委員会報告にもその旨を記載して報告する。（その代わりに、本会議での質疑、意見の自粛をお願いします）」、これは

新ルールを決めたときにそういうふうにしたが。

原田理事 申し訳ない。資料を取ってきたいので、話を進めておいてもらって……。

富本理事 資料はあるのでは。

原田理事 いや、メモをした資料を取ってきたい。申しわけない。

富本理事 では、暫時休憩する。

(午後 3時37分休憩)

(午後 3時40分開議)

富本理事 理事会を再開する。

それでは、「委員外議員の質疑、意見を認め、委員会報告にもその旨を記載して報告する。(その代わり、本会議での質疑、意見の自粛をお願いします)」とある。それからもう1つは、「委員外議員として出席できるのは、当該委員会に同一会派の委員がいない場合に限る。」ということだが、これについてはいかがか。事務局から何かあるか。

議事係主査 今現在はこの運用で進めているが、この括弧づきのところについては去年のルールで、できる限りという、言葉で出てきただけで明記はしていないのを、今回改めて括弧づけしたものである。

富本理事 それはよろしいか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

富本理事 では、次、「請陳審査 ・委員外議員の質疑、意見を認め、委員会報告にもその旨を記載して報告する。(その代わり、本会議での質疑、意見の自粛をお願いします)」ということである。これも同じでよろしいか。

原田理事 括弧づきのところは、どうなったのか。

富本理事 どうなったって、括弧づきも書いてある。

原田理事 議案審査も。

富本理事 はい。

原田理事 申し訳ないが話を戻す。この間これを議論して、質疑、意見の自粛をお願いするというのはなしにして、効率化を図るものとするという意見を出したつもりだった。

富本理事 この前ここまで行ったのか。

議事係主査 この項目に入ったところで、括弧づきが幾つか続くということで、ここら辺、括弧も含めて次回に持ち越すことにした。よって、今の原田理事の意見は出ていない。

原田理事 では、申し訳ない。この議案審査、請陳審査にかかわってだが、「(その代わり、本会議での質疑、意見の自粛をお願いします)」というのについては、委員外議員の質疑、意見を認めたということは画期的なので明記すべきだとももちろん思うが、この括

弧の中のは、こういうことがないようにというのでむしろ委員外議員発言というのは進んできたので、ただし、効率化は図ってもいいと思うので、「その代わりに、本会議での」の後から、効率化を図るものとするが、本会議での質疑、意見を制限するものではないという括弧づきにしてはどうかと提案する。

富本理事 全く括弧の意味がない。

小川理事 これ、（H24. 8. 31議運）と書いてあるのは、そのときに決めたということか。

議事係主査 新たなルールで決めた内容になっている。

小川理事 多分、そこで話してこういう形になったということによいか。

議事係主査 いや、この括弧はあくまでも口頭で出ただけ。

小川理事 口頭で話があったということか。

議事係主査 話があっただけで、明記はしないということ。そのときも入れる、入れないで議論があっただけで、様々な意見から入れることはできないという結論に達した。

小川理事 でも、8月31日のときに確かに明記はしなかったとは思いますが、まだ1年もたっていないから、基本的に口頭で言って、要するに「その代わりに、本会議での質疑、意見の自粛をお願いします」というのは口頭で了承しているようなものではないか。

原田理事 してない。

議事係主査 訂正する。24年ではなくて、23年8月である。

小川理事 私の記憶では、23年だろうが24年でも、そういった方向でやろうということによって委員外議員の質疑を認めたという形で、本会議で言わなくて、委員会に来てもらって、なおかつそこで委員外議員の方に質疑をしてもらい、意見は前から言えたが、質疑をってもらう。そのかわり重複しない範囲で15分以内でというルールというか、取り決めをした。なぜそういう取り決めをしたかという、なるべく本会議場ではなくて委員会でやってもらう。その分、なおかつ議事録にもその委員外議員の質問等も、ほかの委員と同じように、たしか委員長報告として読み上げたと思うが、そういった形で決めたので、私はこのままで全然問題ないというふうに、全くそれが不都合であればこの文言を変える必要があるかと思うが、今までこういった認識のもとで行ってきたのだから、このままで、改めて文字に記載することについて、大変いいことだと私は思っている。

原田理事 まさにこの議論がこのときは行われたが、基本的に本会議での質疑、意見というものを議会運営のルールとして自粛を定めるのはおかしい。そういう中で、ただし、効率化というのは一定あるべきだろうということではあったので、つまり効率化というのは当然あってしかるべきだろうということでは話が進んでいたもので、だから、ここまで露骨に本会議での質疑、意見の自粛をお願いしますと書くのは、逆にルールとしては少し

みっともない感じがする。

富本理事 私どもの会派の意見としては、結果的に委員外議員の権利を増やした。委員会できちっとできるようになったのだから、逆に本会議ではやる必要ないという対応をしていただけたらと思っていた。あと、委員会中心主義だから、委員会の中できちっとやっていただけて、それが本会議場でもちゃんと委員長報告で言われるわけなので、それで十分事足りるはずと思っている。つまり逆に言うと、そこで意見を述べ、また本会議場でやるというのは、では変な話、うちの会派でもまた本会議場で同じことを言ってもいいのかという話になるので、制限をするつもりはないけれども、そこは良識の範囲の中でやっていただけるものだと期待して、相当数、数は減ったが、やはり一部やられている例があるのは少し疑問符を持っているという声は結構あると思っている。

原田理事 そういう点で、私は、委員会での質疑応答、意見開陳ができるようになったというのは画期的なことだと思っている。それで大体はまさに本会議の効率化も図られていると思っているので、効率化を図るという表現ぐらいでいいのではないか。ここで「質疑、意見の自粛をお願いします」というのは、これは正直、議会が出す文章としても少し恥ずかしい文章になる。現状、今大体効率化というところでは少数会派の皆さんも努力されているし、これはいいのではないか。効率化を図るものとする。うちはさらに、「するが、本会議での質疑、意見を制限するものではない」という文章まで入れたいが、差し当たって自粛という言葉はちょっと入れないほうがいい。

富本理事 あと、私どもから見ていると、こういう権利ができたわけだから、そちらを行使して委員会でやるべきなのに、委員会では何もやらないで、本会議だけでやっている例も散見されるのは少し不思議だと思っているので、その辺はそうあっていただきたい、というのはこれまでやってきての印象としてはあるので、そういう思いで、そういう意見として私どもはこの括弧は別にあってもいいと思う。

渡辺理事 ここにいる議員は幹事長でそれぞれもうベテランの域に入っている。ただ、要するに新人議員、特に会派に属さない議員とか、書いてなければいいというところを私に言った人がいる。それは、何できちっと明記しないかということは論じたが、余り理解はしてなかった。だから、書いてないものをやる分には、それは議員の資格みたいな話で言う。そうではなくて、極力規定だとかルールとかは少なくして、お互いの申し合わせの中でやるのがルールだというふうに言ったにもかかわらず、そうなっているケースもある。だから、そうやってそれぞれの会派とか、その辺できちっといい悪いというのを、それはやめたほうがいいよと言ってあげられる状況だけではない状況にもなっているということで、そういう意味では、できることとできないことの明記は、ある程度

すべきとは思う。

副議長 これは文章が「質疑、意見の自粛をお願いする」というのは、だれがだれにお願いするのかという話になってしまうので、どうせ書くなら、「そのかわり本会議での質疑、意見は自粛する」、そういうふうにしなないと、みんなで守るルールなので。また、議長がお願いするのか議運の委員長がお願いするのか、ちょっと表現的にわからないという部分もある。

富本理事 確かにこれは文章としては少し変だとは思っていた。

多分この意見もここで平行線だと思うので、ちょっときょうは時間的なこともあるので、とりあえずなめるという部分もあって、ここはまず括弧の前まではよろしいか。では、ちょっとペンディングにして、請陳審査まできた。意見開陳のところまで行くので、きょうは2のところまで、委員会まで頑張っていく。ということで、括弧のところはペンディングにした上で、議案審査と請陳審査は、とりあえずご理解いただけるか。

続いて、意見開陳。「委員長が意見開陳を行いたい場合は、同一会派の委員（委員がない場合は委員外議員として出席）が意見を述べることができる。」ということだが、これは同一会派の委員がいると、普通その人がやる。これは意見が違うという場合があったのか。

議事係主査 書き方としてはちょっとおかしかったかもしれないが、要は委員長が意見を述べたい場合に、同一会派の委員がない場合は同一会派の議員が委員外議員として出席し述べることができるというのが主な部分である。それだけでもいいのかもしれない。

富本理事 委員長が意見開陳を行う場合、同じ委員会に委員がない場合は委員外議員として意見を述べてもらうということ。

議事係主査 はい。それは一応申し合わせで理事会の中で決まったことである。

富本理事 これは文章をもうちょっと考えていただきたい。同一会派の議員がいれば、普通その人が言うことだから。

原田理事 新設になるのか。

富本理事 去年の区民生活委員会で委員長が一々副委員長に交代して意見を言っていた。それは委員長の職責からいってもおかしいという意見もあり、それから効率的にもよくないということがあったので、それだったら委員外議員の人に出てはどうかということで、上のルールができた。委員外議員の人に言ってもらったほうが、委員長は中立公平の基本的な立場にいるということ。

議事係主査 そのとおり。ここに日付が書いてないが、理事会の場で了承を得ている。

富本理事 では、そういう形で、これも文言は直してもらおうこととして、趣旨としてはそ

ういうことである。

原田理事 これは了承を得たのか。多分そのときでも出た議論だと思うが、委員長の意見開陳を制限するものではないという意見はあったやに思うが。

議事係主査 確かにあった。あったが、最終的に……

富本理事 制限はしていない、ほかの人が言うということ。

原田理事 できる規定と考えていいのか。つまり委員長が発言してもいいけれども、効率性のことを考えて、ほかの同会派の同一意見の人がかわりに言うというのも認めるということができる規定にするのか、そうしなければいけないになるのか、それは割とちょっと重いかと思っている。私も効率化というところではそういうのもあっていいと思っているが、ただし、こうしなければいけないにすると、いろいろ、いや、そもそも委員会の中の委員長の存在というものをちょっと条例から洗わないといけなくなって、面倒くさいと思う。

富本理事 それは1人会派の委員が委員長をやる場合だってあるから、そういうふうには言い切れない。1人会派の人が委員長をやる場合だってゼロではない。ただ、常識的にその辺は考えていただきたい。

原田理事 はい。できるということが書いてあった。

富本理事 ただ、できるからといって何やってもいいという事態ではないということをご理解いただきたいという話をずっとしている。これはずっとその話の繰り返し。できるから何やってもいい、書いてないから何やってもいいというのとは違うという話と、そうではないという話と、ずっとこの話の繰り返しである。

原田理事 できる規定ということで理解した。

富本理事 では、続いて、委員長報告。「会派で意見が分かれた意見開陳をした場合は、その意見は報告書には掲載しない。」、これは議運で23年12月9日に決まった。

原田理事 いや、これは、ネミが了承しているのか。

富本理事 している。よろしいか。

原田理事 はい。

富本理事 「特別委員会の閉会中の活動経過報告は、口頭による報告から文書に変更し、全議員に配布。傍聴席にも閲覧用を置く。」これはこのように今やっている。配布する日が変わったと思うが。

議事係主査 はい。前回の理事会で、初日朝に配付ということで決まった。

富本理事 では、それも記載すること。今そう変わって、特段問題はない。

続いて委員会の視察について。「視察報告書は議員が作成する。」これはそのとおり。

「従前、宿泊を伴わない視察については、委員会記録取扱要綱に基づき、視察中は記録しない取扱いであったが、視察が派遣として位置付けられたことに伴い、以後は行政視察取扱要綱に基づき、報告書を作成・提出する。形式は従前の行政視察報告書に準じる。」要は宿泊しない視察でも報告書を今出しているということか。

議事係主査 はい。それが22年に決まったということ。

富本理事 これは、今はそういうふうに行っているのか。

議事係主査 はい。昨年からそのようにしている。

富本理事 これも特段問題ないのでよろしいか。宿泊しない視察も、今は視察報告書をちゃんとつくって出しているということ。

小川理事 これは金額はどうなっているのか。要するに日帰りだが。日帰りの行政視察は、会派視察とか個人視察とか行政視察、すべて含めてという理解ではないということでしょうか。行政視察だけということでしょうか。

富本理事 委員会視察だけ。委員会視察の項だから。

小川理事 了解した。

富本理事 「保存年限は5年とされているため、永久保存とされている委員会記録と当面は別に保存する。」これもいたし方ない。

議事係主査 はい。この文章は事務局内部のことなので、これも委員会運営のことで言葉をまとめたい。

富本理事 「宿泊を伴う行政視察についても欠席届を提出」これもよろしいか。

「H22年より、会費金額は上限を申し合わせ、各委員会によることとした。」、これは何か。

議事係主査 入れないほうがいいのかも。これは申し合わせをしたようだが、議会運営とは別の事項なので、わざわざ入れることではない事項かもしれない。

富本理事 要らない。これは外す。

では、次に行く。「行政視察が派遣と位置付けられたこととの均衡上、宿泊を伴わない視察についても同様に派遣の手続きを経る。派遣当日に委員会決定する場合には、① 暫時休憩して議長承認をとり、再開後に委員会を閉会（委員会閉会后に視察）、② 暫時休憩して議長承認をとり、再開後に委員会を休憩して派遣、派遣終了後に再開（委員会休憩中に視察）のいずれかの方法をとる。日が異なる事前の委員会で決定し、その後議長承認を得ている場合は、派遣当日は原則として委員会を開かない。」、なるほど、これはやり方の問題である。これについては何かあるか。

議事係主査 ①で行っているケースが大半。近年、②は行っていない。

富本理事 では、②は必要ないのか。でも、一応②も残しておいたほうがいいのか。①で運用しているが、②も残しておいたほうがいい。別にわざわざ削ることもない。

議事係主査 失礼した。訂正する。委員会視察後にまた委員会を開いて、そのことに対して審議する可能性も出てくる。1回見に行ってから、見に行った内容を協議する、という可能性もあるので、残したほうがいいのかということ。

富本理事 では、残すことにする。

この上の段の「行政視察が派遣と位置付けられたこととの均衡上」とかなんとか、これは要らない。要するに宿泊を伴わない視察についても、宿泊が伴っているものと同様に派遣の手続を経るように、ここは文章を変えること。

では、次。「委員外議員視察 旅費を伴わない視察について、同行できる」ということ。これは今参加者を募るなどの方法で行っている。ただ、ここは「委員外議員視察については、詳細を詰める必要あり。」ということで線を引かれているが、結局明確なルールはない。要するに委員長がいいと言ったら、事前申し込みのようなことになっているから、これは事務局にたたき台をつくってもらいたい。申し込みのやり方とかを、今は何となくでやっているのを、これは事務局にたたき台をつくってもらい、それを見て判断する。

うちの会派でちょっと提案があったが、要するに委員会視察について、この間都市環境委員会で、2泊3日で私も行ったが、山口から新幹線であった。本州の場合は新幹線での移動だが、これは職員の旅費に準じている。余りにも非効率的である。2年前だったか、同じ都市環境委員会のときに、1駅戻れば新山口で、そこから新幹線に乗れるのが、ルール上東京に近くに行かなくてはいけないというので、わざわざ遠い徳山まで行き、そこから新幹線に乗るといような非常に非効率なルールにしているの、この辺は一部改正をしたほうがいいのか。別に職員に準ずる必要があるのかということはおうちの会派でも意見が大分出た。時間的な効率もあるし、それから経費的にも今事務局も努力しているので、いろいろ早割だの何だのとあるわけなので、変な話、北九州は飛行機でよくて、下関は電車でというのはちょっとピント外れのルールかと。非常に行政的な硬直化したルールだという意見があったことを申し添えておきたい。これはまた事務局にも相談して、皆さんの意見も、どう思われているのかということはおうちの会派でも聞かせていただきたいということをお提案するので、よろしく願います。

次、「傍聴 傍聴者の拍手は禁止。」、これは議運で決定をした。

それから「閉会中の継続審査及び継続調査 委員会が報告書を提出し、本会議で議決とする。」、これもこの運用でやっているの、よろしいか。

原田理事 傍聴についてだが、これも先ほどの視察の飛行機と一緒に、うちの提案で、この間、いろいろ意見あったけれども、拍手はだめだということにしようと思った。

そこで1つ提案だが、傍聴者の拍手については、議長の指示に従って注意をするというのではだめかと。議長の注意に従って注意を行う。つまり今は、感情の発露であったり、議会運営の妨害だとかあるいは援護だったりとか、そういうのではなくてぱぱぱと出てしまう拍手もあって、それについてどう扱うかというので、そういう感情の発露でぱぱと出るものについては、自民から共産まで質問すると、傍聴者がいると出てしまうことがある。そういうのについて取り締まりをしようと言う人はだれもいなかった。ただ、それを許すと妨害行為みたいなものだってあり得るというところで、一律に拍手は禁止という話だったと思う。

そこで改めて持ち帰ってというか、意見をとりあえず出すということで、妨害に当たるような、あるいはちょっと耳ざわりな大仰な拍手とか、そういうものについては、耳ざわりだという人もいるかもしれないので、その場合は、故意に行われたそういう大仰な拍手については議長が注意をする。それに基づいて警備員が指導する。だから、ぱぱと出てしまったものだったら、議長もそれほどうるさいとか制止したりはしないわけなので、というのはどうかという意見。だから、この文言を原則禁止ではなくて、もともと禁止だが、傍聴者の拍手については議長の指示に従って注意をするという文章にしたら一定の幅が出ると思ったが、どうかという案。

富本理事 今の案について何か意見はあるか。

渡辺理事 議長が、難しいのがもっと難しくなる。私も議長席に座ったことがあるが、要するに、にこにこ笑いながら議場の雰囲気がいい中で大きな拍手も出たり、逆に議長が制限するとそこで議会がとまってしまうような感じもないとも限らない。議長に任せるほうが。逆に、一律禁止をしても、出るときは感情の発露として出るから、そっちのほうが私はありかとは思っている。正直言って本当に議長が制限するほうが難しい。

議会事務局次長 今委員会のところでやっているが、本会議の傍聴規則でいくと、議場の傍聴人の守るべき事項として、拍手を禁止している。それに対して議長が注意するかどうかは、ある程度議長の裁量に任されている。ただ、この規則に反して大きな拍手をして、議事進行に支障があると議長が認めれば、退場を命じたら出ていかななくてはならないということになっているので、通常今まで議会運営を見ていると、本会議場での拍手で注意があったことは何回か私も記憶はしているが、退場だとかそういうのは、相対的にはあったかもしれないが、ここ20年ぐらいいはないのでは。

富本理事 河野議長のとときに1回退場させたことがある。ただ、それは拍手が理由かどうか

だったかは記憶にないが、退場は行った。

これ、原田理事、一応私も同じ意見なので、そういうことである。

原田理事 了解した。

副議長 これは要るのか。傍聴規則があるのでは。

議会事務局次長 傍聴規則にある。傍聴人の守るべき事項として、みだりに拍手してはいけないと。

富本理事 傍聴人については、会議規則に既書いてある。申し合わせというよりは。本会議の会議規則にも書いてあるのでは。

渡辺理事 本会議は書いてあったかもしれないが、委員会条例の中には入っていないかもしれない。同じ扱いだと思うが。

原田理事 改めて議論になったから、この文言が残っているのではないか。

富本理事 では、それに関してはちょっと整理していただきたい。今副議長の話もあったので、なくてもいいという意見があった。ただ、この項目は議会改革特別委員会の中で議題となり、議会運営委員会に協議依頼があったので、そのように議運で決めて、それで入れてあるというものである。

最後の閉会中の話は、これでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 とりあえずきょうは、ほかに予定のある方もいるようなので、ここまでにする。

なかなか進まないが、次回また1月に協議し、とりあえずぎつとなめて、できれば1定の最初ぐらいまでにはある程度皆さんでご理解をいただく形にできればと考えている。とりあえずよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 本日の議題は以上だが、ほかに何かあるか。

小松理事 ちょっとスケジュールを確認させていただきたい。議会改革特別委員会で議会基本条例のつくりに向けた議論が進んでいる中で、区民意見交換会の実施が予定されていた。これは委員長の報告でもいただいているが、2月16日を予定しているということで、このための補正予算がとられていなかったことについて、どうしようと、流用ということも可能性としてあると、財政課とも下話はできていて、この理事会の中で確認がされないとそれは難しいということになったと伝え聞いているが、そのスケジュールを確認させていただきたい。

富本理事 私も確認をしておいた。事務局のほうから説明願う。

議会事務局次長 前回の改革特別委員会で、ある委員から、予算の流用という話はこの場

では話し合うべきではない、もしくはもっと大きな問題で、会派に1回持って帰りたいという話があって、会派に持ち帰りになったという状況である。よって、今の段階はそこでとまっていて、次の委員会が開かれたときにまたそういう話で、その場では、実際に予算を流用するとか補正予算を組むという話であれば、理事会の場で協議をした上で議運決定をするとか、そういった形になるのではないか、ということは確認をしている。今はペンディングになってスケジュールが立たない状況である。

富本理事 筋論としては、改革特別委員会に1度皆さんの会派の持ち帰りの意見を上げてもらわなければいけない。それで、議会改革特別委員会として、改めて、流用という意見になれば議長にお願いするという話。それで、議長のほうから理事会のほうに協議依頼があるかどうかということになる。

議会事務局次長 そういうルートで話し合いをするようになると思われる。

富本理事 だから、要するに議会改革特別委員会の中で会派持ち帰りになっているから、それをいきなり議運のほうで会派のそれぞれの意見を言ってもらうのはおかしい。だから、改革特別委員会でまず協議しその方向による。

小松理事 そうすると、2月16日の予定となっていたが、これは相当厳しいことになると思うが。

議会事務局次長 はい。本来は今月中に調査票等を発送して、出欠の返事をいただくという予定になっていたのですが、スケジュールは相当厳しい状況である。

富本理事 ほかにあるか。よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 なければ、以上で本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午後 4時17分 閉会)